

社会福祉法人加茂双葉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人加茂双葉会定款第8条の規定による評議員及び第22条の規定による理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、この規定によるものとする。

(報酬)

第2条 報酬の額は別表のとおりとする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が召集に応じた時、またはその職務をおこなうため旅行した時は、その費用を弁償する。ただし、車賃は発着地より起算する。

2 第1項の費用弁償の種類および額は、旅費規程に定めるところによる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

区分	報酬の額	費用弁償の額	旅費費用弁償
理事長	年額 120,000 円	日額 3,000 円	旅費規程により算出
理事	年額 10,000 円	日額 3,000 円	
監事	年額 10,000 円	日額 3,000 円	
評議員	—	日額 3,000 円	
委員会委員	—	日額 3,000 円	